保護者の皆様

愛知県立豊明高等学校長 鈴木 正博

ChatGPT 等の生成 AI の利用について

日頃は、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

令和5年7月4日に文部科学省から「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」が公表されました。これを受けて、本校における ChatGPT 等の生成 AI への対応は次のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

記

1 学校での教育活動における生成 AI の利用について

文部科学省のガイドラインには、「保護者の十分な理解の下、生成 AI を取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができる学校において、透明性を確保してパイロット的に取組を推進し、知見の蓄積を進めることが必要」とあることから、当分の間、学校内で、生徒が生成 AI を利用する教育活動は行わないこととします。

なお、今後、生徒が生成 AI を利用する活動を行う際には、事前に御案内いたします。

2 学校外での生成 AI の利用について

御家庭等でお子様に生成 AI を利用させる場合には、以下を御確認いただき、適切に御指導ください。

(1) 長期休業中の課題

読書感想文やレポートなど、長期休業中の課題に対して、生成 AI による生成物やインターネットから ダウンロードした作品を<u>自己の成果物として提出</u>することは、目指す学びが得られず、<u>自分のためになり</u> ません。また、コンクール等においては、不正行為とみなされる場合があります。

(2) 生成 AI の概要

ChatGPT 等の対話型生成 AI は、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「統計的にそれらしい 応答」を生成するものです。回答は<u>誤りや事実と異なる内容を含む可能性が常にあります</u>ので、あくまで も「参考の一つに過ぎない」ことを十分に認識し、真偽を確かめること(いわゆるファクトチェック)を 行い、<u>最後は自分で判断する</u>ことが必要です。

(3) 生成 AI ツールの利用規約

例えば、ChatGPT を利用できるのは 13 歳以上で、18 歳未満の場合は<u>保護者の同意</u>が必要です。利用する際には利用規約を確認し、遵守してください。

(4) 情報の保護

生成 AI に入力した<u>個人情報やプライバシー情報、機密情報</u>が、生成 AI の機械学習に利用されることがあり、生成 AI の回答として出力されるリスクがあります。

(5) 著作権

他人の著作物の<u>複製やアップロード</u>を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要です。また、生成 AI から生成されたものが他人の著作物と似ている創作的表現を含む場合などは、<u>著作権の侵害となり</u>得るので注意してください。

担当 教頭 櫟原 邦弘 電話 0562-93-1166

生成 AI の利用について

1. 生成 AI とは

ChatGPT、Bing Chat、Bard などは対話型生成 AI と呼ばれ、指示文(プロンプト)を入力すると、あたかも 人間と自然に会話をしているかのような回答が得られます。

これらの AI は、あらかじめ膨大な量の情報を学習し、構築したデータベースを基に、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「それらしい答え」を生成するという仕組みになっています。そのため、文脈と無関係であったり、間違った内容の回答が出力されることがあります。生成 AI を利用する際は、得られた回答をそのまま信じてしまうのではなく、最後は自分で判断する、という基本姿勢が必要です。

また、AI がどのようなデータを学習し、回答しているかが明らかにされていない部分があることや、機密情報の漏洩や個人情報の不適正な利用、回答の内容が偏っていることなどか懸念されるケースもあります。

2. 学校内・学校外での生成 AI の利用について

本校では、校内で生徒が生成 AI を利用した取組は当面行いませんが、家庭など学校以外で生成 AI を利用する機会があるかもしれません。学校外で利用する場合は、次のことに必ず留意してください。

- ・各生成 AI の利用規約を守ってください。 例えば、 ChatGPT は 13 歳以上 18 歳未満が利用する場合は、 保護者の承諾が必要となります。
- ・生成 AI の性質やメリット・デメリット、AI には自我や人格がないこと、生成 AI に全てを委ねるのではなく自己の判断や考えが重要であることを理解しておいてください。
- ・個人情報やプライバシーに関する情報を入力してはいけません。
- ・著作権を侵害することのないように注意してください。他人の著作物と類似していたり、他人の著作物を もとに創作していたりすると著作権侵害となる可能性があります。

3. 長期休業中の課題等について

長期休業中に読書感想文やレポート等が課題として出される場合、多くはAIの利用を想定せず、生徒が自分の能力を発揮して作成することが前提となっていますので、**生成 AI による生成物をそのまま自分の作品として提出することがないようにしてください**。このような行為は、活動を通じた学びが得られず、**自分のためになりません**。また、そうした作品をコンクール等に応募すると、**不正行為とみなされる場合があります**。

読書感想文やレポート等を作成する際は、次のような点に気を付けてください。

- ・自分自身の経験を踏まえた内容になっているか。
- ・これまでに自分自身が学習した内容を踏まえた内容になっているか。
- ・内容について、事実関係に誤りがないか。